

---

# 外国法事務弁護士制度研究会

## ーヒアリング資料ー

平成20年7月17日

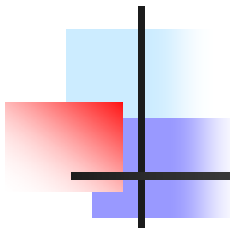
牛島総合法律事務所  
弁護士 牛島 信



# 目 次

---

1. 外弁法の制定と改正の経緯 .....	4
① 外弁法の特徴 .....	4
② 改正の経緯 .....	5
2. 外国の外弁制度との比較 .....	6
① 外弁を日弁連の会員としていること .....	6
② 連邦国家である米国との違い .....	7
③ EUのブロック化 .....	8
3. 世界の巨大事務所の状況と日本の法律事務所の状況 .....	9
① 世界の巨大事務所の状況 .....	9
② 日本の法律事務所の状況 .....	10



---

4. 外弁事務所の現状と外弁制度の問題点	11
① 外弁事務所の現状	11
② 外弁制度の問題点	12
5. 弁護士法人制度	13
① 制度の概要	13
② 設立の経緯	14
6. 外弁法人制度を制定する必要性	15
① 内外平等の要請	15
② 外弁におけるニーズ	16



# 1. 外弁<sup>(注)</sup>法の制定と改正の経緯

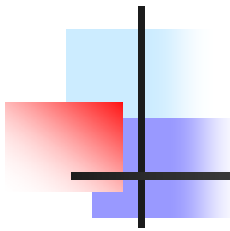
## ① 外弁法の特徴

- (i) 司法制度の問題としていること——参考資料（但木敬一論文NBL 376号30頁2段目）

「政府は、諸外国が本問題を経済摩擦の問題として提起していることを理解するものではあるが、本問題はわが国の司法制度、特に司法制度の重要な一翼をなす弁護士制度に深くかかわる問題であり、これを経済的観点からのみ処理することは相当ではなく、むしろわが国の司法制度の枠組みのなかで解決すべきものであるとの基本的立場を当初から明らかにし」

- (ii) 外弁をリミテッド・ライセンスとしていること——資料5-1参照  
(iii) 外弁を日弁連の会員としていること——資料5-1参照

(注) 以下外弁とは外国法事務弁護士の省略形

- 
- (iv) 海外における日本法の取扱いの充実も目的としていること——外弁法1条参照

「あわせて、外国における日本法に関する法律事務の取扱いの充実に資することを目的とする」（外弁法1条の抜粋）

- (v) 日弁連の自主性を尊重して成立していること——参考資料参照（上記但木論文30頁2、4段目）

「わが国の弁護士制度のもっとも大きな特徴は、弁護士自身に高度の自治を与えていることにあり、本問題が弁護士制度そのものの改革であるところから、政府は、当初から、弁護士の自主性を尊重しつつ解決すべきであるとの基本的認識にたってその解決にあたるの方針を貫いた。」

「日弁連の自主性を尊重するとの基本的立場に立脚しつつ」

## ②改正の経緯—— 参照＞ 資料2-2



## 2. 外国の外弁制度との比較

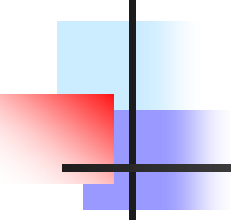
---

### ① 外弁を日弁連の会員としていること

参照＞ 資料5-1

添付①（『Q & A 弁護士法人法』36頁から42頁）

「新法が世界的にみてもっとも進歩的である点は、外国法事務弁護士を弁護士の仲間として迎え入れた点であろう。」（上記但木論文同誌 同号33頁 1 段目）



## ② 連邦国家である米国との違い

参照＞ 資料2-4

- (i) 現在でも50州及び特別区のうち28州と特別区のみでの受け入れ
- (ii) 国際仲裁手続について、日本は受け入れているが米国では各州の問題とされ、開放されていない取扱いがある。  
また、各州などでの29回（全州と特別区が開放されると51回）の申請が必要となる。
- (iii) 職務経験要件についても、直前の経験を要件とするのが米国での要求
- (iv) 弁護士会の会員としての受け入れではない。——参考資料参照（上記但木論文同誌同号33頁1段目）  
「当該外国の弁護士会に入会できず、その会内討議に参加する道も閉ざされている」



### ③ EUのブロック化

参照＞ 添付②（『弁護士制度に関する海外調査報告書—MDPを中心として—』日弁連2001年5月のうち247頁から251頁）

添付③（『EU事情と日・EU関係』外務省平成20年4月）

- (i) EU域内の外国弁護士は、ホーム国の資格表示により、ホスト国において、ホーム国法、EU法、国際法及びホスト国法に関する法的アドバイスを行うことができる
- (ii) 又、これら域内の外国弁護士は、簡単な適正試験 (aptitude test) や、ホスト国において3年以上継続的にプラクティスしたことを条件にホスト国の弁護士資格を得ることもできる
- (iii) しかし、これらは域内国民である者に限られているので、日本人がたとえばイギリスのソリシターになっても同じ扱いとはならない。





## 3. 世界の巨大事務所の状況と日本の法律事務所の状況

### ① 世界の巨大事務所の状況

参照＞ 添付④（「世界の100大法律事務所」）

添付⑤（The Lawyers誌平成19年7月号所収「新人弁護士の供給が8倍にもなる国の将来は？」）

- (i) 弁護士数にして3000人を越えている事務所がある
- (ii) 売上が年間約2500億円、利益が1000億円に達するところもある
- (iii) 100位の事務所でも、弁護士数が500人を超える
- (iv) 上場会社になるところも出てきた
- (v) 大部分の巨大法律事務所が日本に進出している（20大事務所のうち14事務所）



## ② 日本の法律事務所の状況

参照＞ 添付⑥（「日本の50大法律事務所」）

添付⑦（『この国は誰のものか』所収「弁護士が激増するこの国の行方」）

添付⑤（The Lawyers誌平成19年7月号所収「新人弁護士の供給が8倍にもなる国の将来は？」）

添付⑧（Lexis企業法務誌平成19年12月号所収「日本法曹界の『開国』」）

- (i) 4 大事務所が200人を超えている。最大の事務所は400人に近い。巨大事務所への寡占化の傾向がある
- (ii) 反面、50人を超える事務所は10程度に過ぎない
- (iii) 外弁事務所またはそれとの提携関係にある事務所が相当数にのぼる



## 4. 外弁事務所の現状と外弁制度の問題点

---

### ① 外弁事務所の現状

参照＞ 資料2-3

添付⑨（弁護士白書第3章『外国法事務弁護士の実勢』）

- (i) 圧倒的に米国の弁護士の割合が大きい（約6割）
- (ii) 米国、英国及び豪州を合わせると、約8割となる
- (iii) 現行の外弁法の下で、外弁による法律実務は定着しつつある



## ② 外弁制度の問題点

参照＞ 資料5-5（下條正浩論文『自由と正義』）

### (i) 日本法の取扱い禁止

「弁護士の秘密保持義務や依頼者との関係から証拠を提出できないため、また日弁連に調査権限がないため、この（日本法取扱い禁止）違反を摘発したという事例は今までない」

「外弁による日本弁護士雇用を認めている」「したがって、上記のような職務を超えた外弁の活動はますます活発になると思われる」（以上上記の下條論文77頁）



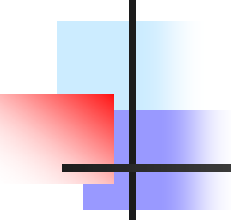
## 5. 弁護士法人制度

---

### ① 制度の概要

参照＞ 資料5-3  
資料5-4  
資料6-1（特に5頁）  
添付⑩（「弁護士法人の概要」）

- (i) 合名会社類似の、弁護士のみを社員とする法人
- (ii) 社員の無限連帯責任
- (iii) 従たる事務所の設置が可能（ただし、原則として常駐を要する）
- (iv) 指定制度（全社員の無限連帯責任の例外）



---

## ② 設立の経緯

- (i) 社会の複雑・多様化、国際化等の変化から、法律問題が複雑化
- (ii) 弁護士の執務態勢を強化してサービスの質の向上を目指す
- (iii) そのために、弁護士業務の共同化、専門化、総合化などを可能にする方途としての法人化の必要性があった

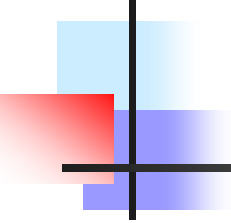


## 6. 外弁法人制度を制定する必要性

### ① 内外平等の要請

参照＞ 資料5-3  
資料5-4

- (i) 日本の弁護士については弁護士法により法人化が許されているのに、外弁に対しては許されていないということは、内外平等の取扱いという面から望ましくない
- (ii) 日本の弁護士について法人は一定の使用実績がある
  - ・ 289法人（平成20年6月1日現在）所属
  - ・ 所属弁護士数1100人（同19年3月31日現在で、223法人当時のもの）
  - ・ 一人事務所が多数にのぼる（事務所数の半数弱）「一人法人制は自分のために設けられたと思うほど効果がある」（資料5-4岡田康男・倉科直文論文『自由と正義』2004年10月号81頁上段）



## ② 外弁におけるニーズ

参照＞ 添付⑪（ヒアリング調査）

添付⑪-2（ヒアリング調査報告のまとめ）

- (i) 日弁連による平成19年1月12日付け調査報告と同報告の法務省への提出  
ただし、今回の研究会に関わるものは、法人化のニーズ調査の部分
- (ii) 聴取対象  
大中小規模の計10カ所の外国法事務弁護士事務所
- (iii) 聴取項目（法人化に関わる部分）
  - ・法人化が認められた場合、法人を設立する意向があるか
  - ・法人化が認められた場合、法人化したうえで支所を設置する意向があるか
- (iv) ヒアリングの結果（法人化に関わる部分）
  - ・ニーズはそれほどはっきりあるとは認められない
  - ・法人化したうえでの支所設立については、ニーズは明確には読み取れない